

昭和三十七年法律第三百三十九号

行政事件訴訟法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 抗告訴訟

第三章 当事者訴訟（第三十九条—第四十一
条）

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟（第四十二条—第
四十三条）

第五章 捕則（第四十四条—第四十六条）

附則 第一章 総則

第二章 行政事件訴訟

第三章 民衆訴訟及び機関訴訟

第四章 行政事件訴訟

第五章 捕則

第六章 機関訴訟

第七章 抗告訴訟

第八章 民衆訴訟

第九章 捕則

第十章 取消訴訟

第十一章 処分の取消し

第十二章 取消訴訟

第十三章 裁決の取消し

第十四章 裁決の取消し

第十五章 裁決の取消し

第十六章 裁決の取消し

第十七章 裁決の取消し

第十八章 裁決の取消し

第十九章 裁決の取消し

第二十章 裁決の取消し

第二十一章 裁決の取消し

第二十二章 裁決の取消し

第二十三章 裁決の取消し

第二十四章 裁決の取消し

第二十五章 裁決の取消し

第二十六章 裁決の取消し

第二十七章 裁決の取消し

第二十八章 裁決の取消し

第二十九章 裁決の取消し

第三十章 裁決の取消し

第三十一章 裁決の取消し

第三十二章 裁決の取消し

第三十三章 裁決の取消し

第三十四章 裁決の取消し

第三十五章 裁決の取消し

第三十六章 裁決の取消し

第三十七章 裁決の取消し

第三十八章 裁決の取消し

第三十九章 裁決の取消し

第四十章 裁決の取消し

第四十一章 裁決の取消し

（この法律の趣旨）

（この法律に特
別の定めがある場合を除くほか、この法律の定
めるところによる。）

（行政事件訴訟）

（抗告訴訟）

（行政事件訴訟については、他の法律に特
別の定めがある場合を除くほか、この法律の定
めるところによる。）

（行政事件訴訟）

は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟を
いう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにかか
わらずこれがされないとき（次号に掲げる場
合を除く）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める
旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた
場合において、当該行政庁がその処分又は裁
決をすべきであるにかかわらずこれがされな
いとき。

三 行政事件訴訟において、当該行政事件訴
訟が一定の処分又は裁決をすべきでないにか
かわらずこれがされようとしている場合におい
て、行政庁がその処分又は裁決をしてはならな
い旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

（この法律において「差止めの訴え」とは、行
政府が一定の処分又は裁決をすべきでないにか
かわらずこれがされようとしている場合におい
て、行政事件訴訟をしてはならない旨を命ずる
こと）

（この法律において「当事者訴訟」とは、國
又は公共團体の機関の法規に適合しない行為の
是正を求める訴訟で、選舉人たる資格その他自
己の法律上の利益にかかわらない資格で提起す
るもの）

（機関訴訟）

（この法律において「民衆訴訟」とは、國
又は公共團体の機関相互間における権限の存否
又はその行使に関する紛争についての訴訟をい
う）

（民衆訴訟）

（この法律において「機関訴訟」とは、國
又は公共團体の機関の法規に適合しない行為の
是正を求める訴訟で、選舉人たる資格その他自
己の法律上の利益にかかわらない資格で提起す
るもの）

（機関訴訟）

（この法律において「行政事件訴訟」とは、國
又は公共團体の機関相互間における権限の存否
又はその行使に関する紛争についての訴訟をい
う）

（行政事件訴訟）

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消し
訴え（以下「取消訴訟」という。）は、當該處
分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の經
益を有する者（處分又は裁決の効果が期間の経
過その他理由によりなくなつた後においても
當該處分又は裁決の取消しによって回復すべき
公法上の法律關係に関する確認の訴えその他
公法上の法律關係に関する訴訟をいう）に限り、提
起することができる。

裁判所は、處分又は裁決の相手方以外の者に
ついて前項に規定する法律上の利益の有無を判
斷するに当たつては、當該處分又は裁決の根拠
となる法令の規定の文言のみによることなく、
當該法令の趣旨及び目的並びに當該處分にお
いて考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮す
るものとする。この場合において、當該法令の
趣旨及び目的を考慮するに当たつては、當該法
令と目的を共通にする關係法令があるときはそ
の趣旨及び目的をも參照するものとし、當該利
益の内容及び性質を考慮するに当たつては、當
該處分又は裁決がその根拠となる法令に違反し
てされた場合に害されることとなる利益の内容
及び性質並びにこれが害される態様及び程度を
も勘案するものとする。

第一項又は前項の規定により國又は公共團
体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴
状には、民事訴訟の例により記載すべき事項の
ほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそ
れぞれ當該各号に定める行政事件を記載するもの
とする。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

三 前二項の規定により被告とすべき國若しくは
公共團体又は行政事件がない場合には、取消訴訟
は、當該處分又は裁決に係る事務の帰属する國
又は公共團体を被告として提起しなければなら
ない。

一 処分の取消しの訴え 当該處分をした行
政事件

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行
政事件

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在
地を管轄する裁判所又は處分若しくは裁決をし
た行政事件の所在地を管轄する裁判所の管轄に屬
する。

土地の收用、鉱業権の設定その他不動産又は
特定の場所に係る處分又は裁決についての取消
訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所
にも、提起することができます。

裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政所又は被告である行政所に対し、当該行政所が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政所以外の行政所に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政所が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

(職権証拠調べ)

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならぬ。

(執行停止)

第二十五条 裁判所の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達する場合には、することができない。

裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに當たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

5 第二項の決定は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすことがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

6 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7 第二項の申立てに対する決定に對しては、即時抗告をることができる。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による請求の棄却)

第二十六条 執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならぬ。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分の効力を存続し、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのあるときは、これを取り消さなければならない。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をしており、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十二条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政所その他の関係行政所を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政所は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続により法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は裁決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができるなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならない。

(裁量処分の取消し)

第三十五条 行政所の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十六条 執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。

2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(無効等確認の訴えの原告適格)

第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによりて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十八条 国又は公共団体に所属する行政所が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政所が所属する国又は公共団体に対し、又はそれらの者のために、効力を有する。

3 前項の期間は、不变期間とする。

4 第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

第五章 補則

(仮処分の排除)
第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法(平成元年法律第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。

(処分の効力等を争点とする訴訟)

第四十五条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができ

4 第一項の場合には、当該争点について第二十三条の二及び第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判について第三十五条の規定を準用する。
(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に對し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

1 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者は、その旨

2 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

3 法律に当該処分についての審査請求に対し

4 行政庁は、法律に処分についてのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある

5 法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に關する訴訟で法令の規定によりその法律關係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に對し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者は、この限りでない。

二 当該訴訟の出訴期間は、この限りでない。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(行政事件訴訟特例法の廃止)
第二条 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置に関する原則)
第三条 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(訴願前置に関する経過措置)
第四条 法令の規定により訴願をすることができ

る処分又は裁決であつて、訴願を提起しないで

この法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとの取消訴訟の提起については、この

法律の施行後も、なお旧法第二条の例による。

(取消しの理由の制限に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に係属している裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の裁決の取消しの訴えについては、第十条第二項の

規定期を適用しない。

(被告適格に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に係属している

訴訟の被告適格については、なお從前の例によ

る。

(出訴期間に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の期間が進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、な

お從前の例による。ただし、その期間は、この

法律の施行の日から起算して三箇月をこえるこ

とができる。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

(取消訴訟以外の抗告訴訟で、この法律の施行の際現に係属しているものの原告適格及び被告適格については、なお從前の例による。

2 第五条の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に準用する。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)
第十条 民衆訴訟及び機関訴訟のうち、処分又は裁決の取消しを求めるものについては、取消訴訟に関する経過措置に関する規定を、処分又は裁決の無効の確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する経過措置に関する規定を準用する。

(処分の効力等を争点とする訴訟に関する経過措置)
第十一条 第三十九条の規定は、この法律の施行の際現に係属している私法上の法律関係に関する訴訟については、この法律の施行後に新たに処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われるに至つた場合にのみ、準用する。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない)。

(被告適格に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない)。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)
第十四条 第二十三条第一項に規定する抗告訴訟(以下「新法」という。)第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。並びに民衆訴訟(新法第五条に規定する民衆訴訟をいう。)及び機関訴訟(新法第六条に規定する機関訴訟をいう。)のうち处分(新法第三条第二項に規定する处分を含む。)又は新法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)並びに附則第十八条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の十四第一項、附則第三十六条の規定による改正後の国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一百六条第一項、附則第四十三条の規定による改正後のたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)附則第二十三条及び附則第四十四条の規定による改正後の塩事業法(平成八年法律第三十九号)附則第三十四条の規定にかかるは、なお從前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間について

一 及び二 略
三 附則第十条の規定 第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)の施行の日。いずれか遅い日

(施行期日)
附則 (平成一六年六月九日法律第八四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置に関する原則)
第二条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(被告適格に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟(この法律による改正後の行政事件訴訟の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない)。

(民衆訴訟及び機関訴訟に関する経過措置)
第十四条 第二十三条第一項に規定する抗告訴訟(以下「新法」という。)第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。並びに民衆訴訟(新法第五条に規定する民衆訴訟をいう。)及び機関訴訟(新法第六条に規定する機関訴訟をいう。)のうち

処分(新法第三条第二項に規定する処分を含む。)又は新法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)並びに附則第十八条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の十四第一項、附則第三十六条の規定による改正後の国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一百六条第一項、附則第四十三条の規定による改正後のたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)附則第二十三条及び附則第四十四条の規定による改正後の塩事業法(平成八年法律第三十九号)附則第三十四条の規定にかかるは、なお從前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行前にその期間が満了した

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にされた処分又は裁決については、新法第四十六条の規定は、適用しない。(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提出された旧公社を被告とする抗告訴訟(郵政民営化法第六十六条第一項の規定により承継会社等が承継することとなる業務等(同法第六条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。)にかかるものに限る。)の管轄については、な

お従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から起算して六月を超えて、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年六月一日から施行する。

(日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。)

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一條、第十三条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一

条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた公庫を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して六月を超えて、なお従前の例による。

(附 則) (平成一九年六月六日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一條、第十三条第五項、第十六

条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた公庫を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して六月を超えて、なお従前の例による。

十二条第一項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日
(政令への委任)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (令和四年五月二七日法律第五十四条号抄) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十一条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則 (令和五年六月七日法律第四十七条号抄) (施行期日)
第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。施行に際し必要な措置は、政令で定める。
附 則 (令和五年一月二九日法律第七十九号抄) (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六十八条の規定 公布の日
二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第三十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十九项、第五十九条の四第一項、第六十条の三

十二条第一項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日
(政令への委任)

第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二
第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条
の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条
第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五
条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第

ら第四十八条まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

（政令への委任）		第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）	
別表（第十二条関係）		名称	根拠法
沖縄科学技術大 沖縄科学技術大学院大学学院法	沖縄科学技術大学院大学学院法	沖縄科学技術大学院大学学院法	（平成二十一年法律第七十六号）
学院大学学院	学院大学学院	学院大学学院	（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	（昭和四十七年法律第三十一号）
融公庫 外国人技能実習 機構	融公庫 外国人技能実習 機構	外国人技能実習 機構	（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協 力銀行 株式会社日本政 策金融公庫 株式会社日本貿 易保険	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号） 株式会社日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号） 株式会社日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	（平成二十三年法律第三十九号） （平成十九年法律第五十七号） （昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推 進機構 原子力損害賠 償・廃炉等支援 機構	金融サービスの提供及び利用環 境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号） 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構法（平成二十三年法律第九十 四号）	金融サービスの提供及び利用環 境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号） 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構法（平成二十三年法律第九十 四号）	（平成十二年法律第一百一号） （平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）	国立大学法人法（平成十五年法律第一百二号）	（平成十五年法律第一百二号）
新関西国際空港 株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港 の一体的かつ効率的な設置及び 管理に関する法律（平成二十三 年法律第五十四号）	関西国際空港及び大阪国際空港 の一体的かつ効率的な設置及び 管理に関する法律（平成二十三 年法律第五十四号）	（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機 関法人	国立大学法人法	国立大学法人法	（平成九年法律第八十九号）
日本銀行 機構	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	（平成九年法律第八十九号）
脱炭素成長型経 済構造移行推進 機構	脱炭素成長型経済構造への円滑 な移行の推進に関する法律（令 和五年法律第三十二号）	脱炭素成長型経済構造への円滑 な移行の推進に関する法律（令 和五年法律第三十二号）	（令和五年法律第三十二号）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四条）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）